

農地法（第3条）に基づく手続きについて

農地の売買及び賃借（耕作目的で売買や貸し借りをを行う場合）

（1）主な許可要件

- ・ 権利を取得しようとする者が農地のすべてについて効率的に耕作すること。
- ・ 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと。
- ・ 権利を取得しようとする者又は世帯員等が農作業に常時従事していること。
- ・ 権利取得後の経営面積が、1.4ヘクタール以上あること。
- ・ 申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。

（2）許可申請書について

申請書は3部提出（但し、申請人が2人を超える場合は、その人数相当数を加える。
添付書類は各1部、実測図は3部）

【添付書類】

- ・ 許可申請地の登記事項証明書
- ・ 借主・譲受人が北斗市外の場合は、住所地の発行する農業経営証明書
- ・ 申請者が法人の場合は定款、又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- ・ 一筆の土地の一部について権利移転（設定）しようとする場合は、その土地を特定する実測図（縮尺300分の1から2000分の1程度）
- ・ その他参考となるべき書類

※申請書並びに記入方法は、農業委員会の受付カウンターに備え付けています。

（3）申請書の提出、受付及び許可書交付について

- ・ 申請書の提出は農業委員会事務局（持参のみ受付）
- ・ 受付は毎月中旬（総会等開催予定の「PDF」に掲載）までとなっていますが、事前に事務局に確認を願います。
- ・ 許可書の交付は総会可決後（おおむね1週間）